

迷惑行為への対応について

■ 今回の意見交換のテーマ

○前回（第11回）鴨川府民会議において、既存の法律などで取り締まれない新たな迷惑行為などの巡回指導を河川管理者だけで行うのではなく、ボランティアなど住民協働により実施することを検討すべきとの意見を踏まえ、対応について意見交換いただくもの

■ 意見交換の視点

①対象行為の明確化

- ・迷惑行為の定義（本会議とし何を迷惑行為とするのか）
- ・対応する行為の絞り込み

②具体的な対応策

- ・ボランティアが行う範囲
- ・既存団体との調整、役割分担

③ボランティア活動支援のあり方

- ・住民とのトラブルの回避方策

河川敷の迷惑利用について

○一般的な利用の様子



○鴨川条例で規制していない迷惑な利用

- ①鳥への餌やり
- ②短距離走、綱引きなどの大規模な競技利用
- ③ゴルフ等の練習
- ④大音量の楽器演奏
- ⑤自転車の高速・並列走行等
- ⑥花見等による場所取り
- ⑦マナーの悪いペット同伴利用（犬のリードなしでの散歩等）
- など



①鳥の餌やり



②綱引き



③ゴルフの練習



④楽器演奏



⑤自転車の並列走行



⑥花見の場所取り



⑦犬のリードなしでの散歩

○よせられた苦情・要望等

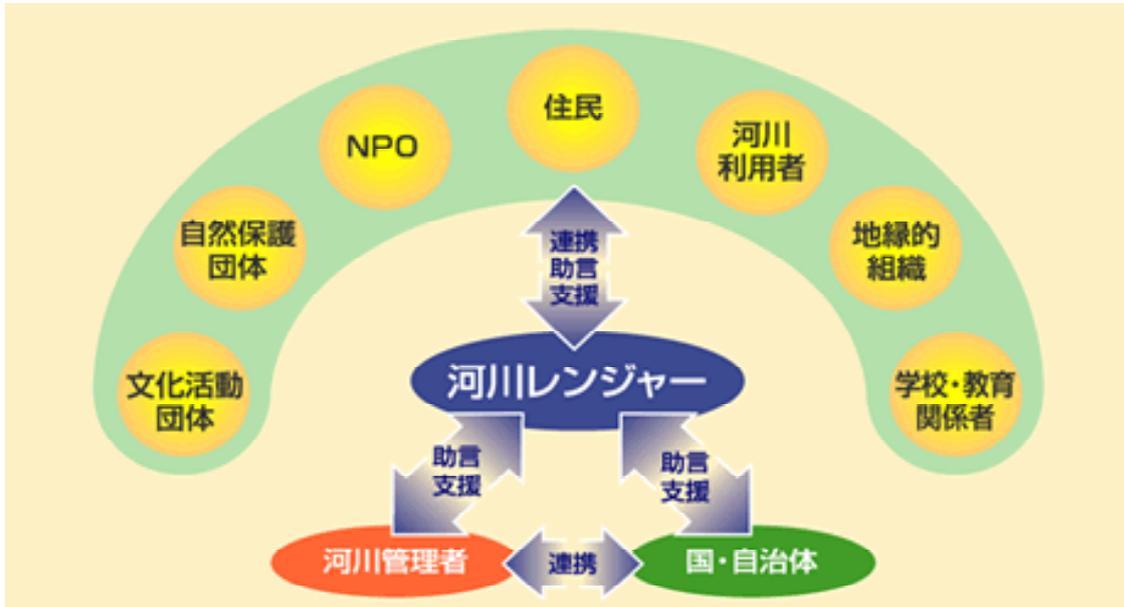
- ・鴨川荒神橋の飲み水用水道栓で犬を洗うマナーの悪いひとがいる。
 - ・グランドゴルフのゲームをするため堤防に穴を掘ってそのままにして帰っている。
 - ・鴨川の河川敷を歩いていたら、自転車に当てられた。利用者のモラルの問題とは思うが、団栗橋下流の高水敷の狭いところで当たられたら、川へ転落してしまう。鴨川には信号や交差点が無く自転車がスピードを出し歩行者に危険であるので、走行禁止にする等何とかして欲しい。
 - ・最近太鼓の音がひどく、マンションの窓（ドア）を閉めていても響いてくる。朝から夕方まで断続的にやっているようだ。この他にも、笛やトランペットを夜中にやっていてびっくりしたことがある。
- 条例禁止行為ほどの件数は無いが、迷惑行為に対する多種多様な苦情、要望がある。

○現状の対応と課題

- ・明確に規制する法令等はなく、明らかに他の利用者に被害が及びそうな行為を発見した場合や、苦情等の通報があった場合に、自粛を促す等の指導を行い可能な範囲での対応をしている。
- ・どこまでが迷惑行為かは個々の考え方による部分が多いが、不快に思われている人がいるのは事実であり、単にモラルの問題として放置するには悪質なものもある。

淀川管内河川レンジャーの概要

1 河川レンジャーとは



○地域の情報・知識に精通、住民と行政をコーディネート

〔川との係わりが深く、川に関する様々な取組の主導的な立場にあって、住民と行政とをコーディネートできる地域の情報や知識に詳しい人です。〕

○自らの意志と責任のもとで活動

〔河川レンジャーは、河川管理者の代理人ではなく、自らの意志と責任のもとで個性と特性を活かした活動を行います。〕

○住民参加による川の管理・信頼関係の構築

〔住民と行政が日常的な信頼関係を築き、住民参加による川の管理を目指して、住民と行政との橋渡し役となることも河川レンジャーの務めです。〕

2 河川レンジャーの主な活動内容

(1) 防災の推進を図る活動

- ・ 防災意識の啓発（体験談に基づく水害への対処方法の学習会等）
- ・ 自主防災活動の活性化（水防活動、集団避難活動等）

(2) 川の管理を支援する活動

- ・ 不法投棄の監視
- ・ 河川利用者への安全指導
- ・ 河川美化（清掃活動、除草活動等）
- ・ 節水意識の普及・啓発・学習

(3) 川の環境保全を図る活動

- ・ 環境啓発（自然観察会等）
- ・ 動植物の保護、貴重種の監視
- ・ 水質監視・測定

(4) 川の歴史・文化を普及啓発する活動

- ・ 歴史・文化教室（河川と地域の歴史、河川にまつわる文化等）
- ・ イベント
- ・ 河川啓発（体験学習、出前講座等）

(5) 川づくり・人づくりへの参画・支援する活動

- ・ 住民等の河川整備の計画段階からの参画・支援
- ・ 川の人材育成

3 河川レンジャーの役割（運営要領より抜粋）

河川レンジャーは、行政と住民との橋渡し役となって、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄等の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。

- ・ 地域住民が河川に関心を持つ機会を提供する役割
- ・ 地域住民が河川と係わる機会を拡大する役割
- ・ 地域住民（各世代間）の河川との関わりを促す役割
- ・ 地域住民との意見交換を通じて河川との関わりを定着させる役割

4 経過

- ・ 平成15年度 淀川流域委員会において、住民等の参加による河川管理推進のため、河川レンジャー制度を提言。淀川水系河川整備計画に位置づけ。
- ・ 平成16年度 伏見出張所管内で試行的に河川レンジャー活動を実践しながら、検討懇談会で具体化に向けた検討を開始。運営要領を作成
- ・ 平成17年度 レンジャーの任命方法等について検討し、推薦委員会を設置し、候補者を決定（地元行政機関、淀川河川事務所が照会する希望者対象）
- ・ 平成18年度 淀川河川事務所の出張所の管轄区域を5分割し、ブロック毎に河川レンジャー会議及び運営会議を設置し、河川レンジャー14名を任命。一般募集に向け、試行レンジャー講座を開催、募集要項作成
- ・ 平成19年度 枚方出張所構内別館に河川レンジャーの活動拠点として中央流域センターが発足。公募によるレンジャー講座を開催し、審査委員会の審査を経て新規レンジャー6名を任命。
- ・ 平成20年度 中央流域センターに多目的ホール完成。新規レンジャー6名を任命。
- ・ 平成21年度 検討懇談会と推薦委員会を代表者会議に統合。新規レンジャー3名を任命。初めて活動発表・交流会を開催。河川レンジャー総数27名。

5 淀川管内河川レンジャーの活動範囲



●軽犯罪法（昭和23年5月1日法律第39号） 抜粋

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- 1 人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正当な理由がなくてひそんでいた者
- 2 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者
- 3 正当な理由がなくて合かぎ、のみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者
- 4 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの
- 5 公共の会堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娯楽場において、入場者に対して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけた者
- 6 正当な理由がなくて他人の標灯又は街路その他公衆の通行し、若しくは集合する場所に設けられた灯火を消した者
- 7 みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行為をした者
- 8 風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにもかかわらずこれに応じなかつた者
- 9 相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火気を用いた者
- 10 相当の注意をしないで、銃砲又は火薬類、ポイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者
- 11 相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射した者
- 12 人畜に害を加える性癖のあることの明らかな犬その他の鳥獣類を正当な理由がなくて解放し、又はその監守を怠つてこれを逃がした者
- 13 公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは割当物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待つている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者
- 14 公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者
- 15 官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにもかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者
- 16 虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者
- 17 質入又は古物の売買若しくは交換に関する帳簿に、法令により記載すべき氏名、住居、職業その他の事項につき虚偽の申立をして不実の記載をさせた者
- 18 自己の占有する場所内に、老幼、不具若しくは傷病のため扶助を必要とする者又は人の死体若しくは死胎のあることを知りながら、速やかにこれを公務員に申し出なかつた者
- 19 正当な理由がなくて変死体又は死胎の現場を変えた者
- 20 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方であり、ももその他身体の一部をみだりに露出した者
- 21 削除
- 22 こじきをし、又はこじきをさせた者
- 23 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者
- 24 公私の儀式に対して悪戯などでこれを妨害した者
- 25 川、みぞその他の水路の流通を妨げるような行為をした者
- 26 街路又は公園その他公衆の集合する場所で、たんづばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者
- 27 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者
- 28 他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身边に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとつた者
- 29 他人の身体に対して害を加えることを共謀した者の誰かがその共謀に係る行為の予備行為をした場合における共謀者
- 30 人畜に対して犬その他の動物をけしかけ、又は馬若しくは牛を驚かせて逃げ走らせた者
- 31 他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者
- 32 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者
- 33 みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者
- 34 公衆に対して物を販売し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて広告をした者

第2条 前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

●京都府迷惑行為防止条例（平成13年3月30日条例第17号） 抜粋

（目的）

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって府民の平穏な生活を保持することを目的とする。

（粗暴行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場その他の公衆が出入りすることができる場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すこむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由なく、刃物、鉄棒、木刀その他の人の身体に危害を加えるのに使用されるような物を、公衆に不安を覚えさせるような仕方でも携帯してはならない。

3 何人も、祭礼、興行その他の娯楽的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由なく人を押しのけ、座り込み、物を投げる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

第14条 第2条又は第7条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条又は第7条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

●京都府都市公園条例（昭和33年7月12日府条例第16号） 抜粋

（行為の禁止）

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が、特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 竹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 落葉又は落枝を採取すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 規則で定める場所以外の場所においてたき火をすること。
- (9) 都市公園の利用者に対して著しくその利用を妨げ、若しくは不快の念を与え、又は危険を及ぼすおそれある行為をすること。

（行為の制限）

第8条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 案内業、写真業を営み、業として映画を撮影すること。
- (3) 集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

（罰則）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者
- (2) 第5条第1項の規定に違反して使用した者
- (3) 第7条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (4) 第8条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (5) 第11条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

第24条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

●京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年10月29日府条例第30号） 抜粋

（所有者等の責務）

第3条 動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を守り、適正に飼養するよう努めなければならない。

- (1) 種類、習性等に配慮し、適正な給餌及び給水を行うとともに、飼養施設等飼養する場所を確保すること。
- (2) 飼養する場所を清潔にし、疾病の予防、治療等健康管理を行うこと。
- (3) 終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなつた場合には、自らの責任において新たな所有者等を見つけること。

（所有者等の遵守事項）

第4条 犬の所有者等は、その所有し、又は占有する犬（以下「飼い犬」という。）に適正なしつけを行い、他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

- 2 犬の所有者等は、飼い犬を公共の場所に同伴しようとするときは、周囲の社会生活を妨げることをないように飼い犬の行動を管理しなければならない。
- 3 犬の所有者等は、道路、公園、広場その他の公共の施設を飼い犬のふん便により汚さないようにしなければならない。
- 4 猫の所有者等は、その所有し、又は占有する猫を、他人に迷惑を及ぼすことがないように飼養しなければならない。